

## 技術者に求める応募資格における 面積要件、ホール座席数設定に関する検討資料（案）

### 1. 面積要件に関して

第1回設計者審査委員会に提出した〔資料8〕参加資格検討資料 No.8、9において、延床面積を8,000㎡以上としています。その設定理由を下記に記します。

過去の公共工事における設計者選定プロポーザル等を調査した結果、対象建物床面積の半分以上を実績の面積要件としている例が多くあります。

一方、本庁舎整備は、基本構想において庁舎のみで53,000㎡とされており、その半分となると26,500㎡以上となり、大規模庁舎となります。

この面積要件の実績を有する設計者は非常に限られた少数の設計者になると考えられ、『幅広い設計者の中から最適な設計者を選定できる方法とする』という設計者選定プロセスにおける基本的な考え方を満足できなくなると考えられます。

『コンパクト建築設計資料集成（第3版）日本建築学会編』によると、そのP206に庁舎の面積規模を示す資料が掲載されています。

その資料においては、市（区）の庁舎延床面積 10,000㎡以上がほとんどであることに比べ、町・村庁舎延床面積は概ね8,000㎡以下となっております。

サンプル数に限り（市（区）庁舎—サンプル数23、町・村庁舎—サンプル数31）があり、全てが当てはまるわけではないことは認識しておりますが、指標として参考としました。

本庁舎は、議場を含む特別区の庁舎であり、庁舎、区民会館、駐車場を含むと約68,000㎡を超えることとなります。業務遂行能力担保の観点から、設計実績としては、町・村庁舎の規模以上を求める考えとし、延床面積8,000㎡以上と設定いたしました。

ただし、発注者が町や村であっても設計実績として認めるものとします。一方、国の庁舎は議場を含まないことから、地方公共団体における議場付の行政庁舎に限定するものとします。

## 2. ホール担当主任技術者、音響担当主任技術者に求める設計実績に関して

応募資格において、ホール担当主任技術者、音響担当主任技術者の設計実績において『客席数を 500 席以上』とすることの合理的な理由を下記に 2 点、記します。

### 1) 区民会館の計画客席数の半分とする

本庁舎等整備基本構想 P29 において、世田谷区民会館の整備方針のなかで (1) ホール機能  
②客席 は「現在の世田谷区民会館の利用状況を踏まえ、800 席から 1,000 席程度を想定し」とあります。

複数の設計プロポーザル事例の実績資格において、実績対象建築物の床面積は計画建物の半分を実績資格としている例が見受けられます。

客席数の実績資格においても、床面積と同様の考え方を取り入れ、ホール担当主任技術者に求める実績資格として、計画客席数上限 1,000 席の半分の『500 席』を実績として求めるものです。

### 2) 文化庁の実績資料より、劇場・音楽堂の約 70% が 500 席以上であること

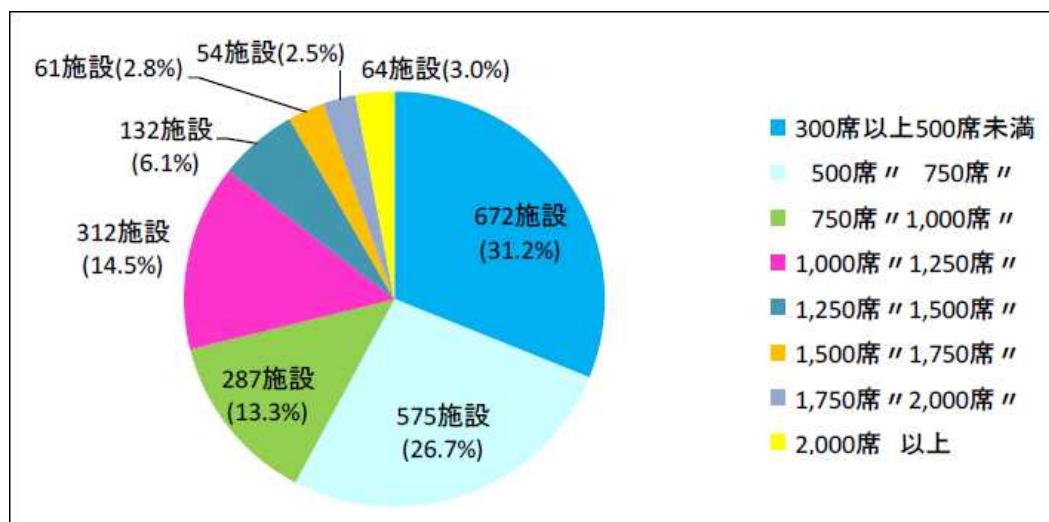
文化庁 劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会

<http://kodomo.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/engeki/>

第 5 回 議事次第 で配布された「劇場・音楽堂等に関する基礎データ」において、下記の統計結果が提示されています。

[http://kodomo.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/engeki/05/pdf/kijyos\\_hiryo.pdf](http://kodomo.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/engeki/05/pdf/kijyos_hiryo.pdf)

この資料によると、サンプル数 2,157 施設において、約 70% が 500 席（固定席）以上と考えられることから、資格要件において客席数 500 席以上とすることで、十分な数の資格者の応募が可能と考えました。



出典：文部科学省「社会教育調査」（平成 20 年度）

1)、2) を踏まえ、ホール担当主任技術者、音響担当主任技術者に求める実績資格として、『客席数 500 席』の設計を実績として求めるものです。ただし、この 2 分野の主任技術者の兼務は認めるものとします。

以上